

## 慶弔規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人福島県栄養士会定款第7条に基づき、本会の構成員に支給する慶弔見舞金に関する基準を定めたものである。

### (種類)

第2条 慶弔見舞金の種類は、次の通りとする。

- (1) 死亡弔慰金
- (2) その他の慶弔見舞金についてはその都度協議する。

### (慶弔見舞金の支給申請)

第3条 慶弔見舞金の支給申請は、事後速やかに所定の様式に必要事項を記入し、事務局に提出するものとする。

2. 前項の届出を怠った場合は、その届出を怠ったことにより会員が不利益または損失を被ることがあっても、本会はその責任を負わない。

### (受給資格)

第4条 この規定の適用は、会員歴1年以上のものに適用する。

### (死亡弔慰金)

第5条 会員が死亡した場合は、その葬祭にあたり香典ならびに献花、弔電を支給する。

- (1) 香典 10,000円
  - (2) 献花 1基（またはお花料として10,000円）
  - (3) 弔電
2. 第1項の弔慰金は、事由発生後1ヵ月以内に支給する。

### (その他の慶弔見舞金)

第6条 前各号に定めのないもので状況により支給の必要がある場合は、その都度常務理事会において定めるものとする。

### (付則)

この規則は、平成26年 8月 9日から施行する。

### 慶弔見舞金申請書

公益社団法人 福島県栄養士会 様

申請年月日：平成 年 月 日

申請者名： \_\_\_\_\_

死亡者氏名： \_\_\_\_\_ 死亡年月日：平成 年 月 日

病名： \_\_\_\_\_